

新旧対照表

新	旧	備考
<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画 <u>(令和7年3月)</u></p> <p>はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題</p> <p>1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあり、死亡者数は昭和42年に最も多い166人であったが、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動等により、<u>令和5年には6人まで減少している。昨今の災害発生状況をみると、平成27年の足場の組立て等作業従事者特別教育の義務化、平成31年のフルハーネス型墜落制止用器具の使用原則義務化、また、特別教育をはじめとした継続的な安全衛生教育の実施等関係者の努力の効果が現れてきているものと考えられる。</u>しかし、<u>尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進するとともに取組の周知やフォローを行う必要がある。また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。</u> ・一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくことが重要であるが、そのために 	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画 <u>(平成31年3月)</u></p> <p>はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題</p> <p>1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあり、死亡者数は昭和42年に最も多い166人であったが、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動等により、<u>平成29年には23人まで減少している。しかし、未だに多くの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。</u> ・一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくことが重要であるが、そのために 	<p>・時点修正</p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・国の追加 文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>は、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められていること、また、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。</p> <p>・積雪寒冷地である本道では、冬期の積雪や凍結など厳しい自然環境の中、工事の品質や工程管理に留意しなければならないことや、全国に比較し積雪前の11月に労働災害発生が多いことなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保においても、特段の配慮が必要となっている。</p> <p>・道内の労働災害死傷者は年齢別でみると、60歳以上が占める割合が高い。</p> <p>・気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高年齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められている。</p> <p>また、i-Construction2.0(※1)やインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(以下「インフラ分野のDX」という。)は、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められている。</p> <p>※1 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性の向上を図る。「施工のオートメーション化」、「データ連携のオートメーション化」、「施工管理のオートメーション化」を3本の柱として、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現を目指す取組</p> <p>2 一人親方等への対応の必要性</p> <p>・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同様な作業に従事し</p>	<p>は、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められていること、また、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。</p> <p>・積雪寒冷地である本道では、冬期の積雪や凍結など厳しい自然環境の中、工事の品質や工程管理に留意しなければならないなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保においても、特段の配慮が必要となっている。</p>	<p>・状況の反映</p> <p>・状況の反映</p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・文言の修正</p>

新	旧	備考
<p>ており、道内でも一人親方等の死亡事故が発生している。</p> <p>・その業務の実情や災害発生状況等からみて、一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。</p> <p>3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保</p> <p>・本道の建設業においては、近年、建設労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、平成28年以降、道内全産業の平均月収を上回っているものの、<u>全国建設業の平均月収と比較すると下回っている。</u></p> <p>また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が建設業界全体として十分ではなく、<u>本道の建設労働者の労働時間は全国平均を上回る状況にある。</u></p> <p>・<u>本道の建設工事従事者の年齢構成比は、50歳以上が占める割合が令和5年の調査で57.1%と、高齢化が進行している。</u></p> <p>・<u>こうした中、国においては、第三次・担い手3法や建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。</u></p> <p>※2 「<u>建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)</u>」及び「<u>公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第54号)</u>」</p>	<p>となっていないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同様な作業に従事しており、道内でも一人親方等の死亡事故が発生している。</p> <p>・その業務の実情や災害の発生状況等からみて、一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。</p> <p>3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保</p> <p>・本道の建設業においては、近年、建設労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、平成28年には道内全産業の平均月収を上回ったものの、<u>全国の建設業と比較すると、全国平均を下回っている。</u></p> <p>また、他産業では一般的となっている週休二日制の導入や長時間労働の改善などの対応が遅れており、<u>本道の建設労働者の労働時間は全国平均を上回る状況にある。</u></p> <p>・<u>本道においても建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。</u></p>	<p>・文言の修正</p> <p>・時点修正</p> <p>・時点修正及び状況の反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 適正な請負代金の額、工期等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当に低い請負代金や不当に短い工期による請負契約は、受注者に工事の施工方法や工程等について、技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。 <p>そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、積雪寒冷地である本道の施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法は建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。 <p>当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等を考慮した上で、工事を施工するための日数を適切に設定するとともに、早期発注や余裕ある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化にも努めることが必要である。 <p>2 設計、施工等の各段階における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事は屋外での施工が多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、<u>建設工事の現場ごとに施工方法が異なる</u>。また、特に本道においては、冬期間の気象の影響を大きく受ける。その 	<p>第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 適正な請負代金の額、工期等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当に低い請負代金や不当に短い工期による請負契約は、受注者に工事の施工方法や工程等について、技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。 <p>そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、積雪寒冷地である本道の施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法は建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。 <p>当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等を考慮した上で、工事を施工するための日数を適切に設定するとともに、早期発注や余裕ある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化にも努めることが必要である。 <p>2 設計、施工等の各段階における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事は屋外での施工が多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、<u>工事現場ごとに施工方法が異なる</u>。また、特に本道においては、冬期間の気象の影響を大きく受ける。そのため、設計 	<p>・文言の修正</p>

新	旧	備考
<p>ため、設計段階において建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。</p> <p>・施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事現場における危険性・有害性の評価（以下「リスクアセスメント」という。）をして、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。</p> <p><u>さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction2.0 やインフラ分野のDXを効果的に推進することが有用である。</u></p> <p>3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上</p> <p>・元請負人と下請負人の安全及び健康に関する意識が低いと、請負代金や工期の制約などから、作業の効率性や迅速性が優先され、適切な作業手順を踏まない「不安全行動」を誘発する恐れがある。</p> <p>そのため、建設業者や建設工事従事者に対し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として、建設工事従事者の安全及び健康の確保を最優先する気風や気質をさらに醸成させていくことが必要である。</p> <p><u>また、女性や外国人労働者、高齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要である。</u></p> <p>4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に</p>	<p>段階において建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。</p> <p>・施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性の評価（以下「リスクアセスメント」という。）をして、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。</p> <p>3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上</p> <p>・元請負人と下請負人の安全及び健康に関する意識が低いと、請負代金や工期の制約などから、作業の効率性や迅速性が優先され、適切な作業手順を踏まない「不安全行動」を誘発する恐れがある。</p> <p>そのため、建設業者や建設工事従事者に対し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として、建設工事従事者の安全及び健康の確保を最優先する気風や気質をさらに醸成させていくことが必要である。</p> <p>4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・国の追加文言を反映及び時点修正</p> <p>・国の追加文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくことが必要である。</p> <p>そのためには、適切な賃金水準の確保、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）</u>の加入徹底、休日の確保や長時間労働是正等の働き方改革の推進、<u>生産性の向上</u>等により、処遇の改善や地位の向上を図ることが必要である。</p>	<p>については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくことが必要である。</p> <p>そのためには、適切な賃金水準の確保、<u>社会保険</u>の加入徹底、休日の確保や長時間労働是正等の働き方改革の推進等により、処遇の改善や地位の向上を図ることが必要である。</p>	<p>・文言の修正</p>

新	旧	備考
<p>第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等</p> <p>(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。 安全衛生経費が適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われるよう、<u>安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の普及を図る。また、国において検討・実施される施策などを踏まえ、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び道民一般に対して理解してもらえらるための取組を行う。</u> 労働安全衛生法令は元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底を図る。 <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>第三次・担い手3法や建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の削減に向けては、請負契約において休日等の確保や冬期施工を考慮した適切な工期が定められること、また、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込み</u> 	<p>第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等</p> <p>(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。 安全衛生経費が適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われるよう、<u>国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</u> 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底を図る。 <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 週休二日の実現や労働時間の削減に向けては、請負契約において休日等の確保や冬期施工を考慮した適切な工期が定められること、また、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長を行うなどの必要な環境の整備に努める。 	<p></p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・文言修正</p> <p>・国の追加 文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>の場合は、適切な工期延長を行うなどの必要な環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時期に工事が過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の積極的な活用等により、施工時期の平準化など計画的な発注に努める。 <p>2 責任体制の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の適正な施工のためには、元請負人と下請負人が請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。 <p>このため、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、立入検査や安全パトロール等の実施のほか、建設業法令遵守ガイドラインの周知を行うとともに、法令遵守の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずることができるよう、国等が行う安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について、周知を行う。 <p>3 建設工事の現場における措置の統一的な実施</p> <p>(1) 建設業者間の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設現場における作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、立入検査や安全パトロール等を通じて法令遵守の徹底を図るとともに、建設業者団体等へ安全衛生管理に関する法令遵守の徹底を要請する。 <p>(2) 一人親方等の安全及び健康の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時期に工事が過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の積極的な活用等により、施工時期の平準化など計画的な発注に努める。 <p>2 責任体制の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の適正な施工のためには、元請負人と下請負人が請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。 <p>このため、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、立入検査や安全パトロール等の実施を行うとともに、法令遵守の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずることができるよう、国等が行う安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について、周知を行う。 <p>3 建設工事の現場における措置の統一的な実施</p> <p>(1) 建設業者間の連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設現場における作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、立入検査や安全パトロール等を通じて法令遵守の徹底を図るとともに、建設業者団体等へ安全衛生管理に関する法令遵守の徹底を要請する。 <p>(2) 一人親方等の安全及び健康の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置 	<p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p>

新	旧	備考
<p>における措置を統一的に実施することが必要である。このため、業務中の災害の再発防止に向け、関係機関や建設業者団体が行う対策の周知に努めるとともに、一層の取組を建設業者団体などへ要請する。</p> <p>・一人親方等に<u>作業の一部を請け負わせる建設業者</u>においては、一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底が図られるよう、また一人親方等においては、その業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等が図られるよう、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組の周知に努める。</p> <p>(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底</p> <p>・一人親方については、<u>本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。</u></p> <p><u>一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう建設業者等に周知をするとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。</u></p> <p><u>また、労災保険の特別加入制度の適切な加入について、一層の周知を図る。</u></p> <p>4 建設工事の現場の安全性の点検等</p> <p>(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進</p>	<p>を統一的に実施することが必要である。このため、業務中の災害の再発防止に向け、関係機関や建設業者団体が行う対策の周知に努めるとともに、一層の取組を建設業者団体などへ要請する。</p> <p>・一人親方等に関しては、<u>労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する建設業者</u>においては、一人親方等の安全及び健康への配慮の促進が図られるよう、また一人親方等においては、その業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等が図られるよう、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組の周知に努める。</p> <p>(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底</p> <p>・一人親方については、<u>労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。</u></p> <p><u>建設現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう建設業者等に周知をするとともに、労災保険の特別加入制度の一層の周知を図る。</u></p> <p>4 建設工事の現場の安全性の点検等</p> <p>(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・国の追加 文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>・建設工事の現場の安全衛生水準を高め ていくためには、労働安全衛生法令に基 づく措置を講ずるだけでなく、建設業者 がリスクアセスメントを実施し、さら には自社の安全衛生に関する対策につ いて計画・実行・評価・改善する仕組 み（マネジメントシステム）を構築する ことが重要である。</p> <p>このため、国において行われるリス クアセスメント等の基礎情報となる災 害事例の分析や建設業者等による安全 衛生活動の取組の公開等を通じて、建 設業者の活動に対する支援が効果的に 実施されるとともに、<u>労働安全衛生マ ネジメントシステムの構築及び運用を行 う取組</u>や、<u>建設工事の完了時等におけ る建設業者の安全衛生管理を評価する 取組</u>などを促進する。</p> <p>・安全性の点検等に関する建設業者等 の自主的な研修会、講習会等、点検・パ トロール実施者の能力向上、労働安全 <u>コンサル</u>タント、<u>労働衛生コンサル</u>タント 等の十分な知識経験を有する者の活用 など、元請負人と下請負人との立場の 違いを超えた連携等の促進について、 建設業者等へ要請を行うなど、建設工 事の現場における安全性の点検・パト ロール等の自主的な取組の一層の促進 を図る。</p> <p>・これらの取組に当たっては、本計画 を広く周知し、道民の関心と理解を深 め、安全衛生対策やその効果等の「見 える化」を推進することが重要である。</p> <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に 配慮した設計、建設工事の安全な実施 に資するとともに省力化・生産性向上 にも配慮した工法や資機材等の開発・ 普及の促進</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康に配 慮した建築物等の設計の普及を推進す るため、国等において行われる建築物 等の</p>	<p>・建設工事の現場の安全衛生水準を 高め ていくためには、労働安全衛生法に基 づく<u>法定</u>の措置を講ずるだけでなく、 建設業者がリスクアセスメントを実 施し、さらには自社の安全衛生に関 する対策について計画・実行・評価・ 改善する仕組み（マネジメントシステ ム）を構築することが重要である。</p> <p>このため、国において行われるリス クアセスメント等の基礎情報となる災 害事例の分析や建設業者等による安全 衛生活動の取組の公開等を通じて、建 設業者の活動に対する支援が効果的に 実施されるとともに、<u>建設工事の完了 時等における建設業者の安全衛生管理 を評価する取組</u>などを促進する。</p> <p>・安全性の点検等に関する建設業者等 の自主的な研修会、講習会等、点検・パ トロール実施者の能力向上、労働安全 ・衛生コンサル</p> <p>タント等の十分な知識経験を有する者 の活用など、元請負人と下請負人と の立場の違いを超えた連携等の促進に ついて、建設業者等へ要請を行うなど 、建設工事の現場における安全性の点 検・パトロール等の自主的な取組の一 層の促進を図る。</p> <p>・これらの取組に当たっては、本計画 を広く周知し、道民の関心と理解を深 め、安全衛生対策やその効果等の「見 える化」を推進することが重要である。</p> <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に 配慮した設計、建設工事の安全な実施 に資するとともに省力化・生産性向上 にも配慮した工法や資機材等の開発・ 普及の促進</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康に配 慮した建築物等の設計の普及を推進す るため、国等において行われる建築物 等の</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・国の追加 文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>設計に係る先行事例の普及について、建設業者等に周知されることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用により、重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる <u>i-Construction 2.0</u>を推進するとともに、<u>建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の普及を推進する。</u> ・安全な工事施工に向け国が策定した各種ガイドラインや公共工事のみならず民間工事においても新技術が活用できるよう、国の「公共工事等における新技術活用システム」について、関係機関や建設業者団体と連携し、一層の普及に努め、新技術の効果的な活用を促進する。 ・この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策等、関係機関や建設業者団体による対策の周知とともに、高齢者が働きやすい作業環境の改善について、一層の取組を建設業者団体に要請する。 <p>5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発</p> <p>(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性や能力向上教育等の原則実施の促進について、建設業者等に要請していく。</u> ・災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小 	<p>設計に係る先行事例の普及について、建設業者等に周知されることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用により、重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる <u>i-Construction</u>を推進するとともに、<u>生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。</u> ・安全な工事施工に向け国が策定した各種ガイドラインや公共工事のみならず民間工事においても新技術が活用できるよう、国の「公共工事等における新技術活用システム」について、関係機関や建設業者団体と連携し、一層の普及に努め、新技術の効果的な活用を促進する。 ・この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など、関係機関や建設業者団体による対策の周知とともに、高齢者が働きやすい作業環境の改善について、一層の取組を建設業者団体に要請する。 <p>5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発</p> <p>(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法で定められた<u>法定教育</u>の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の促進について、建設業者等に要請していく。 ・災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小 	<p>・時点修正</p> <p>・国の追加文言を反映</p> <p>・文言の修正</p> <p>・国の追加文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>の建設業者が建設工事従事者に対して行う不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育の支援に向け、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組について、周知に努める。</p> <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建設業における高年齢労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して一層高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための危険感受性を高める安全衛生教育等自主的な取組を促進する必要がある。</u> <p>このため、関係機関や建設業者団体などが行う建設業者等が各建設工事の現場で実施している安全衛生活動の取組や災害対応事例などの情報発信を通じ、建設業者等や建設工事従事者の意識啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の施工が優秀であり、安全衛生への配慮も踏まえた建設業者への表彰等を通じて、関係者の意識と安全衛生水準の向上を図る。 ・<u>建設工事の現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。</u> 	<p>の建設業者が建設工事従事者に対して行う不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育の支援に向け、関係機関や建設業者団体が実施する講習会や研修会、専門家の派遣などの取組について、周知に努める。</p> <p>(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。 <p>このため、関係機関や建設業者団体などが行う建設業者等が各建設工事の現場で実施している安全衛生活動の取組や災害対応事例などの情報発信を通じ、建設業者等や建設工事従事者の意識啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の施工が優秀であり、安全衛生への配慮も踏まえた建設業者への表彰等を通じて、関係者の意識と安全衛生水準の向上を図る。 ・<u>建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。</u> 	<p>・状況を反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p> <p>・文言の修正</p>

新	旧	備考
<p>第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策</p> <p>(1) 社会保険の加入の徹底</p> <p>・社会保険の加入については、労働者の処遇の改善と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から建設業許可更新時の加入の確認及び指導や公共工事における未加入業者の排除等、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇している。</p> <p>さらに、令和2年10月より、<u>建設業許可更新において社会保険の加入が要件化され</u>、関係機関や建設業者団体と連携し、引き続き、法定福利費の内訳を明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに社会保険の加入の周知を図る。</p> <p>・契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や建設工事従事者に対し周知を図る。</p>	<p>第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策</p> <p>(1) 社会保険等の加入の徹底</p> <p>・社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から建設業許可更新時の加入の確認及び指導や公共工事における未加入業者の排除等、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。</p> <p>一方で、<u>未だ未加入の建設業者や建設工事従事者が存在するため</u>、関係機関や建設業者団体と連携し、引き続き、法定福利費の内訳を明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の周知を図る。</p> <p>・契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、<u>社会保険等の加入</u>や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や建設工事従事者に対し周知を図る。</p> <p>・<u>未加入対策を行う際には、社会保険の適用が除外されている場合において、元請負人等により誤った加入指導が行われないよう、関係機関と連携し周知を図る。</u></p>	<p>・文言の修正</p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・文言の修正</p> <p>・削除</p>

新	旧	備考
<p>(2) 建設キャリアアップシステムの活用 推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者が経験や技能に応じた適正な評価や処遇が受けられるよう、建設キャリアアップシステムの活用推進に努める。 <p>(3) 「働き方改革」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総労働時間が長く、休みが取れないことが、建設業における若者の入職に当たっての障害や離職理由の一つとなっている。 <p>このため、<u>第三次・担い手3法や建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえながら、道の「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」に基づき、関係機関や建設業者団体と連携し、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進めるとともに、建設業の魅力向上につながるインフラ分野のDXを推進するなど、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等、心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等について、関係機関や建設業者団体が行う取組や制度の周知に努める。 <u>併せて、教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示を行う事業主、事業主団体等に対して、国が実施している支援事業等を周知していく。</u> 	<p>(2) 建設キャリアアップシステムの活用 推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者が経験や技能に応じた適正な評価や処遇が受けられるよう、建設キャリアアップシステムの普及啓発に努める。 <p>(3) 「働き方改革」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総労働時間が長く、休みが取れないことや賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害や離職理由の一つとなっている。 <p>このため、<u>国の「働き方改革実行計画」及び道の「北海道働き方改革推進方策」や「北海道建設産業支援プラン2018」などを踏まえ、関係機関や建設業者団体と連携し、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進め、労働環境の改善を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等、心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等について、関係機関や建設業者団体が行う取組や制度の周知に努める。 	<p>・時点修正</p> <p>・時点修正</p> <p>・国の追加文言の反映及び時点修正</p> <p>・国の追加文言を反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <p>(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等</p> <p>・本道の建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、過去5カ年の労働災害においても死亡事故の3割以上を墜落・転落が占めている。<u>平成31年にフルハーネス型墜落制止用器具の使用が原則義務化されたが、全国的にみて、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。</u></p> <p>このため墜落・転落災害の減少に向け、関係機関や建設業者団体と連携し、国等が行う立入検査や安全パトロール等により、<u>特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等や新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進について労働安全衛生規則に基づく措置の周知に努めるなど、遵守徹底を図る。</u></p> <p>・足場からの墜落・転落災害の防止については、国の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている労働安全衛生規則に合わせて実施することが望ましい「より安全な措置」等の周知を図るなど、関係機関や建設業者団体と連携し、その普及促進に努めるとともに、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p> <p>・本道は冬期の積雪寒冷により、雪下ろし作業中の転落や路面凍結による交通事故など冬季特有の労働災害が多く発生する傾向にあるため、関係機関や建設業者団体と連携して注意を促し、災害発生リスクの低減に努める。</p>	<p>2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <p>(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等</p> <p>・本道の建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、過去5カ年の労働災害においても死亡事故の3割を墜落・転落が占めている。</p> <p>このため墜落・転落災害の減少に向け、関係機関や建設業者団体と連携し、国等が行う立入検査や安全パトロール等により、<u>労働安全衛生規則に基づく措置について周知に努めるなど、遵守徹底を図る。</u></p> <p>・足場からの墜落・転落災害の防止については、国の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている労働安全衛生規則に合わせて実施することが望ましい「より安全な措置」等の周知を図るなど、関係機関や建設業者団体と連携し、その普及促進に努めるとともに、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p> <p>・本道は冬期の積雪寒冷により、雪下ろし作業中の転落や路面凍結による交通事故など冬季特有の労働災害が多く発生する傾向にあるため、関係機関や建設業者団体と連携して注意を促し、災害発生リスクの低減に努める。</p>	<p>・時点修正</p> <p>・国の追加文言を反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>(2) <u>墜落・転落災害防止対策の充実強化</u> ・公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることから、<u>屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化など、</u>国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p> <p>3 健康確保対策の強化</p> <p>(1) <u>熱中症、騒音障害防止対策</u> ・<u>建設工事従事者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策について周知を図る。</u></p> <p>(2) <u>解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等</u> ・<u>石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による建設工事従事者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策について周知を図る。</u></p> <p>(3) <u>新興・再興感染症への対応</u> ・<u>新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。</u></p>	<p>(2) <u>墜落・転落災害防止対策の充実強化</u> ・公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることから、<u>国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・国の追加 文言を反映</p> <p>・国の追加 文言を反映</p>

新	旧	備考
<p>4 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善</p> <p>(1) 女性の活躍促進</p> <p>・建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、快適トイレの設置などによる現場の労働環境の整備を促進するとともに、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p> <p>(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応</p> <p>・外国人技能実習生、今後制度移行が予定されている育成就労外国人、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示など、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p> <p>(3) 高齢労働者の安全及び健康の確保</p> <p>・高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図るとともに、高齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組など、国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</p>	<p>(新設)</p>	<p>・国の追加文言を反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p> <p>・国の追加文言を反映</p>
<p>5 北海道計画の推進体制</p> <p>(1) 関係者における連携、協力体制の強化</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康の確保については、関係機関や建設業者団体等で構成する「建設業等における構造改善推進懇談会」などを通じて、情報共有や連携を図りながら、計画の推進を図る。</p> <p>(2) 調査・研究の充実</p> <p>・国から提供される災害防止に関する諸</p>	<p>3 北海道計画の推進体制</p> <p>(1) 関係者における連携、協力体制の強化</p> <p>・建設工事従事者の安全及び健康の確保については、関係機関や建設業者団体等で構成する「建設業等における構造改善推進懇談会」などを通じて、情報共有や連携を図りながら、計画の推進を図る。</p> <p>(2) 調査・研究の充実</p> <p>・国から提供される災害防止に関する諸</p>	<p>・番号の更正</p>

新	旧	備考
<p>外国の知見や施策について、建設業者団体等に情報提供を行い周知に努める。</p> <p>6 施策の推進状況の点検と計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める施策については、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。 	<p>外国の知見や施策について、建設業者団体等に情報提供を行い周知に努める。</p> <p>4 施策の推進状況の点検と計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める施策については、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。 	<p>・番号の更正</p>